

2024年（令和6年）5月5日

日本弁護士連合会  
事務総長 殿

IPBA第32回東京大会 参加報告書

（登録番号）51261（氏名）我妻 由香莉

1 出席した会議及び参加したセッションの具体的な内容

以下、出席したセッションのうち、一部のみ記載。

(1) ESG and sustainability considerations in the investment lifecycle

香港のESG取り組み状況：

- ・ 2021年にESGポリシーを作成、同年に環境アクションも作成している。
- ・ 香港証券取引所もESGに関して重要なステークホルダーであるが、ESG方針とこれまでのポリシーの流れを公開し、周知している。来年から、情報開示義務が課される予定である。2017年に環境アクションプラン、2021年に気候変動とカーボンニュートラルについての方針策定など、積極的に施策を進めている。

インドネシアのESG取り組み状況：

- ・ ESGについての法はかなり前から施行されている（インドネシア会社法=2007年制定など）が、新大統領、新首都等、様々な新しい動きがインドネシアにはあり、それらを踏まえた今後の動向を注視する必要がある。
- ・ 現状策定されているソフトローによる取り組みとしては、以下のものがある。
  - Sustainable investment guideline
  - ESG framework in Governmental Support and facility for infrastructure financing
  - Taksonomi untuk keuangan berkelanjutan indonesia

- ・ インドネシアにおけるHyundai<sup>1</sup>、Grab<sup>2</sup>、Goto<sup>3</sup>などの企業取り組みが紹介された。
- ・ シーメンススイスのバリ島に関する訴訟についても紹介があった。
- ・ The future is circular – uncovering circular economy initiatives in Indonesia. (Soemadipradja taherの弁護士より)

## (2) The rise of ESG : Directors' Liability and Directors' & Officers' Liability Cover

- ・ 気候変動に関するオランダの最高裁判例についての紹介があった。
- ・ 気候変動に関する訴訟においては、リスクの特定、リスクの分別、国際関係を考慮した対策など、通常の訴訟以上に、色々と検討しなければならない事項がある。
- ・ 日本や日本の子会社におけるESGに関する役員等の責任を問う事例は多くない。日本の役員は、役員の多様性等の重要性は理解しはじめており、それはリサーチ結果にも裏付けられている。日本の役員全員が、このことをもっと理解する必要がある。
- ・ 統計によれば、日本におけるハラスメントの発生頻度はアメリカよりも多く、これは、日本の年功序列制度やジェンダーバイアスが根底にあると考えられる。

## 2 上掲1が当連合会や弁護士会等の活動に直接的又は間接的にどのように役立つかについての考察

日弁連の国際交流委員会、国際人権問題委員会に所属しており、特に、後者の委員会では、ビジネスと人権PTにおいて、上記ESGに関連するテーマを日常的に扱っている。今回のスピーカーによる情報提供を踏まえ、セミナーやイベントの企画だけでなく、通常の委員会内におけるディスカッションにおいて積極的に情報共有をすることで貢献していきたいと思う。

## 3 上掲1が自身の弁護士業務の向上にどのように役立つかについての考察

弁護士業務においても、ESGやビジネスと人権に関する情報提供を求められ

<sup>1</sup> <https://www.reuters.com/business/autos-transportation/hyundai-motor-ends-indonesia-aluminium-deal-after-climate-campaign-by-k-pop-fans-2024-04-02/>

<sup>2</sup> <https://investors.grab.com/news-releases/news-release-details/grab-announces-target-achieve-zero-packaging-waste-nature-2040>

<sup>3</sup> <https://www.goto.com/company/corporate-responsibility>

る機会があるため、今回得た知見を生かしたい。

#### 4 社交イベント等についての報告

ランチやディナー等の食事の時間、セミナー間のコーヒードレイクの時間を通じて、多くの参加者とコミュニケーションを取るようにした。特に、私自身が駐在経験のあるインドネシアの参加者とコミュニケーションを取る機会があり、懐かしく、また、インドネシアに関する最新の状況を聞くことができ、(そのような機会は業務以外ではなかなか得られないため) 貴重であった。

#### 5 国際会議への参加を検討している他の若手会員に向けたアドバイス、留意点等

国際会議は、相当の期間の準備を経て行われ、内容やスピーカーについて多くの議論を重ねて検討されていることが通例であると思う。そのため、各スピーカーのプレゼンテーション、質疑応答の内容等、受け身で聞いているだけでも学ぶものが多いことから、ぜひ、積極的に参加の上、世界各国からのスピーカーのスキルや思考方法、見せ方などを学ぶ機会にすると良いように思う。また、レセプションや合間の時間のネットワーキングも大変有益だが、特に日本で行われる場合には、他国からの参加者は、日本に来ているというだけあって多少なりとも日本に興味がある方や、かつて住んでいたなどの地縁のある方も多いため、日本の弁護士とコミュニケーションを取ることを楽しみにしている方もいらっしゃるようである。ぜひこの機会を生かして、自分の将来のキャリアや目標に役立つ何かを得て頂きたいと思う。

#### 6 他の団体等(所属弁護士会及び所属事務所を含む。)からの助成金又は支援金の支給等の有無、並びに助成金又は支援金の支給等がある場合には当該団体等の名称及び金額(なお、本項については会員ページへの報告書掲載に当たり削除します。)

- ・ 第二東京弁護士会の若手補助制度より、一部支援金を受領(日弁連の支援制度と併用可である旨、アナウンスあり。)

以上

2024年5月7日

## 環太平洋法曹協会 (Inter-Pacific Bar Association/IPBA) 2024年東京年次総会 参加報告書

報告者氏名: 小枝 未優  
(登録番号: 54562)

### 1 はじめに

本報告書は、報告者が2024年4月24日から同月27日にかけてオクラ東京において実施されたIPBA2024年東京年次総会 (IPBA Annual Meeting And Conference Tokyo 2024、以下「**本大会**」という。)に参加した経験に基づき、①参加したセッションの具体的内容や、その内容が弁護士会活動や報告者自身の弁護士業務の向上にどのように役立つかについての考察 (後記2)、②参加した社交イベントの様子や感想 (後記3)、③国際会議への参加を検討している他の若手会員に向けたアドバイス、留意点等 (後記4)、及び④本大会に参加するにあたり支給を受けた助成金 (後記5) について報告するものである。

### 2 参加したセッションの内容・考察

#### (1) Plenary Session: Generative AI from ethical and legal perspective

本セッションは、開会式典に引き続き最も広い会場で実施された。渡邊昇治氏 (内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官) 及び Antony Cook 氏 (Microsoft 社 Vice President・Deputy General Counsel) が keynote speech を行い、その後両氏に松尾剛行弁護士 (桃尾・松尾・難波法律事務所) を加えた3名をパネリストとして roundtable discussion が行われた。

本セッションは AI の倫理的・法的側面に焦点を当てており、AI 開発・利用の現状や、AI 利用に潜むリスクとこれを適切に規制するためにあるべき枠組み等について、官民それぞれの立場から活発な議論が展開された。

AI は今後もさらなる技術革新が予想され、これに伴い従来は考えられてこなかった様々な法的論点が発生することが見込まれる。本セッションは、AI をどのように規制していくべきか、また AI への法的規制やその他の法的論点に対して弁護士会及び各弁護士はどのように取り組んでいくべきかについて考える良い機会となった。

#### (2) Intercultural Negotiations

本セッションでは、異なる文化圏に属する当事者間で契約交渉を行う場面において留意すべき点や、これを克服するための戦略・実務的なアドバイスについて議論がなされた。

報告者は、普段の弁護士業務としては主に国際的な紛争解決手続やこれを見据えた紛争段階における交渉に携わっているため、国際的な契約交渉に関する議論は新鮮であり、学ぶべき点が多かった。とはいえ、セッションを通じ、やはり弁護士に求められる本質は契約交渉の場面でも紛争解決の場面でも異ならないと感じた。すなわち、本セッションでは、異なる文化圏に属し、考え方や取引慣行も異なる当事者間の交渉において重要なのは、弁護士がそのような文化・慣行の相違を良く理解し、両者間のギャップを埋める役割を果たすことであり、そのために弁護士は依頼者及び相手方をよく知り、交渉スタイルを見極めて事前に良く準備しておくことが重要であるとの認識がパネリスト間で共有されていたが、これは紛争解決においても同様に重要であり、どのような業務であっても弁護士に求められる本質的な役割は変わらないことを本セッションを通じて実感した。

上記のように弁護士が文化・慣行のギャップを埋めるためには、弁護士自身が日頃から異なる法文化・慣習に触れることが重要であると思われる。このような観点からも、本大会のように多くの法域から弁護士が集まり交流することができる機会は、非常に有益であると改めて実感した。

### (3) **A New Angle on Well-trodden Ground: Revisiting Issue Conflicts in Investment Arbitration**

本セッションでは、国際投資仲裁における利益相反の議論において度々議題に上がる **issue conflicts** の論点について、近時国際連合国際商取引法委員会（**UNCITRAL**）が策定した **Code of Conduct for Arbitrators in International Investment Dispute Resolution** にも言及しながら、参加者からの質疑も交えて活発な議論が行われた。

**Issue conflicts** とは、公正中立な判断権者であることが求められる仲裁人が、仲裁手続における争点について手続外で一定の見解を表明している場合や、同様の争点が問題となっている他の仲裁手続にも関与している場合に、自身が既に表明した見解や他の仲裁手続における自身の立場に引きずられて偏りのある判断をするおそれがあるのではないか、という論点である。例えば、同じ国家行為によって多数の投資家が損害を受け、それぞれの投資家が投資仲裁を申し立てることで同様の争点が問題となる複数の投資仲裁が発生した場合、ある仲裁手続で仲裁人を務めつつ、並行して他の仲裁手続で当事者の代理人を務めることとなった仲裁人は、自身が仲裁人を務める手続において、自身が代理人を務める手続を有利な結論に導くよう判断を下すおそれがあるのではないか、といった問題である。

本セッションでは、仲裁人が専任の公職裁判官ではなく、事件毎に都度選任される私人であることや、その任務上各事件毎に中立公正な判断が義務付けられていることも踏まえ、仲裁人が真に慎むべき意見公表や複数の役割の兼任とは具体的にどのような場面であるのかについて、理論及び実務の両面から議論がなされた。本セッションのパネ

リストは、仲裁人として最前線で活躍する実務家等によって構成されており、非常に示唆に富むセッションであった。

#### **(4) Mock kick-off meeting to structure a multi-jurisdictional sale**

本セッションは、事業譲渡取引を想定して、異なる法域に属する当事者の契約交渉にあたり留意すべき点について、交渉の各ステップ毎に議論が行われた。

議題に上がった交渉ステップは、契約前の情報開示や開示された情報のデューディリジェンス、またこれを踏まえた表明保証条項のドラフティングなど多岐にわたり、普段の弁護士業務としては主に国際的な紛争解決手続やこれを見据えた紛争段階における交渉に携わっている報告者にとっては非常に新鮮で学びの多いセッションであった。また、法域によっては他国で一般的に用いられている表明保証条項をほとんど用いることがないなど、契約条項の内容についても法域によって文化・慣行が異なることが紹介され、様々な国の実務を知ることの重要性を再認識することができた。

#### **(5) The Roles and Expectations of Corporate Counsel in the New Era**

本セッションは、日本で活躍する社内弁護士・法務担当役員をパネリストに招き、現代のインハウスに求められる役割や、インハウスの立場から外部弁護士に期待する役割について、異なる業界の視点から議論が交わされた。

セッション中では、インハウスには **ESG SDGs** の観点から以前とは異なる意識や対応（人権デューディリジェンス等）が求められていることや、外部弁護士との協働の観点では潜在的なリスクの洗い出しや検討事項の優先順位付けが重要であり、そのためにはインハウスと外部弁護士が共に憚りなく意見を共有することが重要であることが指摘された。また、リーガルテックの活用についても、インハウスの側では迅速な情報共有のために **AI** 翻訳等を積極的に活用する場面が増えてきている一方、重要な場面ではより正確性の高い翻訳等のプロダクトを外部弁護士に期待することに変わりはないといった意見も上がっていた。

本セッションは、インハウスとして働く弁護士の考え方を良く知ることができた点で、報告者自身の今後の弁護士業務にとって非常に有益な機会であった。また、今後弁護士会の活動としてインハウス関係のセミナー等を企画するための有益な視座も受けたと考えている。

#### **(6) Minority Report: Corporate governance, directors and the state of the shareholder litigation playbook**

本セッションでは、異なる法域に属するパネリストらにより、各国における少数株主の救済手段について紹介・意見交換がなされた。

各パネリストによる報告を通じて、各国によって少数株主に認められている情報収集方法や救済の手段、少数株主関係紛争の仲裁可能性等に関する考え方が異なっていることが浮き彫りとなった点が非常に興味深かった。また、少数株主を代理する弁護士としては、まずどのような結果を実現したいのかを明確にし、そのためにはどのような救済が必要か、そのような救済を求めるためにはどの国においてどのような手続による必要があるか、といったように逆算的な思考プロセスを辿ることが重要であることが指摘された。

日本でも多くの会社が海外へ投資していることに鑑みれば、日本の会社が外国において少数株主として法的な対応を検討しなければならない場面は今後も増えていくのではないかと思われる。そのような際に現地法についてアドバイスを求めることができる候補先を広げていくためにも、本大会のような国際会議は有益な場を提供していると改めて実感した。

### 3 社交イベント

報告者は、本大会の公式イベントとして、①Welcome Reception (2024年4月24日)、②Gala Dinner (同月25日)、③Farewell Dinner (同月26日)にそれぞれ参加した。また、同月25日及び26日には、④大会参加者有志の企画による二次会にも参加した。さらに、⑤同月26日に実施された東京三会主催のレセプションにも、企画段階から関与するとともに、当日も参加した。

いずれのイベントも非常に盛況であり、報告者も新たに知り合った方や以前から知っている方を含め、130名以上に及ぶ多くの参加者と交流を深めることができた。アジアのみならず世界中の多様な地域から参加者が訪れており、報告者もアジア、ヨーロッパ、北南米、オーストラリア、中東など多くの国の参加者と交流することができた。

(以下、いずれも Farewell Dinner において報告者が撮影した写真。左は会場外に特設された屋台、右は会場内の様子。)



オークラ東京にて実施された **Gala Dinner** では和楽器のみで構成されたオーケストラの演奏があり、八芳園で実施された **Farewell Dinner** では阿波踊りが催された。また、**Farewell Dinner** の会場外（庭園内）には特設の屋台が設置され、参加者らは射的や輪投げに興じるなど日本の伝統的な祭りの文化に触れることができた。

2次会にも多くの参加者らが参加し、参加者らは夜遅くまでカジュアルな雰囲気の中で交流を楽しむことができた。

東京三会主催のレセプションにも事前に 100 名以上の参加申込みがあり、当日も海外からの参加者が多く集まり大盛況であった。

本大会は 1300 名以上が参加する大規模な国際会議であったため、以上のような様々なイベントに参加したことは、より多くの参加者と交流を深める上で非常に有意義であった。イベント中に設けられていた様々な催し物も、参加者が異文化交流を楽しむとともに、打ち解けた雰囲気の中で会話を始めるための良い機会を提供していた。

報告者がこれらのイベントを通じて知り合った参加者の中には、イタリアや香港、ハワイ等の弁護士会において重要なポジションに就いている方も含まれており、これらのイベントを通じて得た人脈は弁護士会における今後の国際交流活動にも資するであろうと考えている。また、報告者自身の今後の弁護士業務にとっても、上記各イベントを通じて海外の多くの弁護士を知り合えたことで、今後クロスボーダー案件において外国法に基づく助言を受ける必要が生じた場合の協働先の候補をさらに広げることができた。

#### **4 国際会議への参加を検討している他の若手会員に向けて**

国際会議への参加は、自身の専門知識を高めるためだけでなく、様々な分野のセッションに参加することで自身の見識を広げることもでき、国内外の多くの弁護士と交流を深めることによって自身の国際業務の幅を広げることも可能にするなど、多くの面でその後の弁護士業務にとって有益な経験となり得る。また、英語に囲まれた環境で数日間を過ごすことによって、自身の英語力の向上も期待される。

一度国際会議に参加すれば、次の国際会議では既に知り合いとなった弁護士とまた会うことも多くなるため、参加への心理的ハードルは格段に低くなる。弁護士会が毎年募集している若手会員参加補助制度を利用すれば参加に伴う経済的負担も軽減（場合によってはゼロに）することもできるため、まだ国際会議へ参加したことがないものの参加を検討している若手会員は、是非飛び込む気持ちで国際会議へ参加してみることをお勧めする。

#### **5 本大会に参加するにあたり支給を受けた助成金**

本大会への参加にあたり、日弁連から 10 万円の助成金を受けるとともに、報告者の所属する第二東京弁護士会から 5 万円を上限とする追加の助成金を受けた。ここに両会へ謹んで感謝の意を申し上げる。

以 上



# 環太平洋法曹協会（IPBA）2024年東京年次大会参加報告書

2024年5月12日  
弁護士 野瀬健悟

## 1. IPBA年次大会について

環太平洋法曹協会（IPBA）2024年東京年次大会は、東京にて、4月24日から27日の4日間にかけて開催されました。IPBAはアジア・太平洋地域の法曹と、環太平洋地域に高度な関心を持つ法曹によって組織される国際法曹組織で、65の国または地域から1450人を超える数に上っています。今回の東京年次大会では、中国、韓国、台湾、インド、マレーシア、タイといったアジアの国々に加えて、米国やオーストラリア、フランス、ロシア、ポルトガルなど世界中の国々から弁護士が参加していました。各国の方々とのネットワーキングの場面では必ずといっていいほど専門分野について質問されますが、体感としてはM&Aと国際仲裁を専門にする弁護士の参加が多く、アジアの国々は特に、自国にとどまらずシンガポールなど国際紛争解決の中心地で経験を積んでいる方が多くみられました。反対に、私のように知的財産権法を専門とする弁護士は珍しいようで、興味をもって色々な質問をもらうことがありました。

## 2. 参加したセッションについて

IPBA東京年次大会では、委員会ごとに多数の法分野のセッションが用意されていたため、専門分野や特に国際的な議論状況に関心のあるものを中心に選択することとし、私の場合は、知的財産権法や先端テクノロジーに関するもの、今後国際舞台で活躍するためのキャリアについて取り扱うものに注目していました。

### （1）知的財産法と先端テクノロジーの動向

“Generative AI from ethical and legal perspective”（倫理的・法的観点からみた生成AI）はIPBA東京年次大会の全体セッションで、近年進化が著しい生成AIについて、主にガバナンスのフレームワークについて議論されました。日本からは内閣府科学技術イノベーション政策統括官の渡邊氏から、データエンジニアだけでなく、弁護士や政治家、社会学者など多様な参加者によるAI倫理の議論のフレームワークについてや、特に昨年のG7広島サミットを機に立ち上がった「広島AIプロセス」 (<https://www.soumu.go.jp/hiroshimaaiprocess/>) を通じたAI開発の倫理指針について紹介がされました。Microsoft社のCook氏の基調講演はAI開発で最先端をゆく同社のAI倫理についての考え方のほかに、同社の生成AI “Copilot” の活用可能性について詳しく語られました。特に、弁護士の仕事においてOfficeソフトの利用は欠かすことができませんが、1日の仕事の中で” Copilot” が果たすことのできる内容についての紹介は実務上も参考になるものでした。例えば、クライアントとの会議に向けての関連資料の整理やトピックの洗い出し、返信メールのドラフト、プレゼンテーション資料の自動生成などです。その後のパネルディスカッションにおいては、生成AIの登場によって弁護士の仕事が完全に置き換えられるものではないこと、Microsoft社としてもそれを目指しているものではないことは注意深く述べられていましたが、実際に生成AIが現時点で行えることを見ていくと、アソシエイト、若手弁護士が担っていた業務部分を代替する可能性は高いと考えられ、既存の法律事務所はサービス提供方法の見直しを余儀なくされるものと思われる。

関連して、” What do transactions lawyers need to know about ChatGPT”（トランザクション弁護士がChatGPTについて知っておくべきこと）のセッションでは、そもそもの生

成AIの仕組みとして、キーポイントとなるLLMs（大規模言語モデル）によってAIが答えを出す過程についての解説がされました。契約法務における生成AIの活用として、契約法務に対応した大規模言語モデルを利用することで、契約レビューやドラフト、リサーチをより精度高く行うことができるが、その反面、学習データに不正確な内容やバイアスのかかったデータが含まれていれば不正確な出力がされるという問題や、入力したデータがさらなる機械学習に用いられるという問題について指摘されました。これらはChatGPTの登場以前から注意喚起されてきた点ではありますが、プロフェッショナルとしてサービスを提供する以上は生成AIの仕組み、その品質についても理解したうえで使用すべきと考えられます。

**“Navigating the Pixels and Pitfalls: Gaming Law in Cross-Border Operations”**  
**（ピクセルと落とし穴をナビゲートする：クロスボーダー事業におけるゲーム法）**のセッションでは、ゲーム産業が数十億ドル規模の産業に発展し、スマートフォンでのソーシャルゲームやe-sportsとしても広がりを見せる中でのゲーム法に関する議論状況が扱われました。ユーザー同士がコミュニケーションを取るオンラインゲーム、選手と観客がSNSを通じて連絡可能なe sportsでは、他のユーザーや選手に対する誹謗中傷やハラスメントが世界的に問題になっており、その法的規制のあり方について議論がされました。VR空間を使ったゲーム上でのセクシャルハラスメントは、実態として身体的な性被害と同様ではないかという意見もありました。また、議論はNFT（非代替性トークン）の仕組みを使ったゲームアイテムにも及び、ギャンブルに関する各国規制との関係で、アイテムの換金が許容されるかという点や、NFTの仕組みはユーザー自らがアイテムなどコンテンツを生成することや、他のゲームにも横断してアイテムを持ち出せるような仕掛けと相性が良いのですが、ゲーム会社としてはユーザーを囲い込みたい思惑もあり、そうしたNFTならではの自由度の高い活用がされる事例は不十分であるという指摘もありました。

## （2）若手弁護士のキャリアに関するセッション

**“Empowering Tomorrow’s Cross-Border Transactional Lawyers: A Panel Discussion on Training Lawyers for Transactional Practice”**（明日のクロスボーダートランザクション弁護士をエンパワーする：取引実務のための弁護士の育成についてのパネルディスカッション）では、トランザクションに携わる弁護士に求められるユニークなスキルセットや、そのための自己訓練の方法、次世代のトランザクション弁護士の育成に関する議論がされました。現在は、アジア各国のロースクールでは訴訟弁護士になるための教育に重点が置かれており、トランザクション弁護士になるための教育は不十分であることが、シンガポール、中国、ベトナム、オーストラリアの各国の弁護士から指摘がありました。トランザクション弁護士に求められるスキルセットは、関係する業界の取引実務を知っていることが必要で、むしろ弁護士以外のバックグラウンドが歓迎されるようです。

取引実務に関する知識を身につけるには一定の修行期間が必要になるところ、そのための若手の育成方法について、パネリストのみならず参加者からも盛んに実践例の共有がされました。一例ですが、M&Aに際してのデュー・デリジェンスのような単調な仕事を若手に振るとしても、取引の全体像について説明しているであるとか、契約書ドラフトをパートナーがチェックしてそのまま依頼者に送るのではなく、修正部分を分かるようにしてアソシエイトに送ってあげるとか、依頼者へのメールのCCに加えてあげるといった内容がありました。もっとも、こうした「工夫」は日本の企業法務系法律事務所の多くで行われていることでもあり、日本のロースクールや司法試験の制度においても訴訟中心のカリキュラムが組まれているという課題はあるものの、日本の契約法務に関するアソシエイト育成については、大手事務所になるほど丁寧に行われているといえるかもしれません。

## 3. 日弁連や弁護士会の活動、弁護士業務の向上への関連

今大会は、私にとって昨年にパリで開催された国際法曹協会（IBA）年次大会と、LAWASI A福岡人権大会に引き続いて国際会議に参加させていただく機会となりました。その甲斐もあって、パリや福岡でお会いした日本の先生方とまたお会いしてご挨拶できたり、少ないながらもフランスの弁護士らとも再会することができ、ネットワーキングとして意義があり、また、所属する第二東京弁護士会の国際委員会としても、若手の国際会議への参加と、それによる委員会の存在感の強化に力を入れているため、多少なりとも貢献できたものと考えております。

また、今回は世間の注目の高まりも反映してか、生成AIにまつわるセッションが多くみられ、各国の弁護士の関心も強いようでした。こうしたセッションには、弁護士として業務に生成AIを活用し、これまでにないサービスを提供できるようにするという観点のものと、生成AIによる社会への影響について考え、良い形で活用されるようにするために弁護士として関与するという観点のものがありました。前者については、Microsoft社の” Copilot” の活用に関するものなど、非常に具体的・実践的なものもあり、すぐにでも日々の業務に活用できそうであり、後者については日本においても利活用に関する議論が進んでいるなかで、多様な専門家の意見を取り入れる、という場合に法の専門家として弁護士が存在感を発揮するために非常に示唆的でした。とりわけ、生成AIと著作権の論点に関しては、他国の議論状況と比較して、日本は著作権法上の一定の解決がされており、生成AIの利用者、提供者とそれによって影響を受けるクリエイターとの間の利用の自由と権利保護のバランスを調整する踏み込んだ議論に入っています。そうした状況下で、コンテンツビジネスの構造と生成AIのリスクの両方を把握した弁護士として適切なアドバイスができるように研鑽を積みみたいと考えており、今大会はその一助となりました。

#### 4. 社交イベント等や、他の若手会員に向けたアドバイス

IPBA東京年次大会では、オープニングパーティとガラパーティ、フェアウェルパーティという名目で、每晚大規模なパーティが開かれるなど、社交の機会は多く用意されていました。また、大会に合わせて大手事務所がイベントを企画することも多いため、他の国際会議に参加する場合であっても、期間中の夜の予定を空けておくことをお勧めします。ガラパーティでは、三味線など日本の伝統的な楽器を使ってクラシック音楽のコンサートがされたり、フェアウェルパーティでは八芳園の日本庭園を貸し切って夜店が出るなど趣向を凝らしたイベントがあり、海外の参加者は大いに楽しまれていました。海外の参加者は多くの場合、家族も帯同し、観光も兼ねて参加し、日本文化に強い興味をもって来られているため、日本文化を取り入れたイベントの意味合いを解説してあげるなどすることは喜ばれました。また、日本酒の人気も高く、IPBAのロゴが入った升で日本酒を楽しみ、それをお土産として持ち帰ることができるようになっていたのはとても受けが良かったです。これは日本がホスト国になっている大会ならで、現地の弁護士として存在感を発揮しやすかったため、日本人としては当たり前を感じることも伝えてみることは重要と感じました。

また、夜のパーティ後には二次会も用意されており、みなで六本木のクラブに行くなどしました。海外の積極的なパーティ文化に圧倒されつつも、それを一緒に体感することは得難い経験となりました。また、二次会には大勢の海外参加者が集まることになるため、参加者にストレスなく楽しんでもらえるように、日本からの参加者が協力して会場の日本人スタッフとの調整を積極的に行うのも重要な役割でした。

IPBAは、IBAなどと比べてアジアからの参加者が多いため、各国で文化が異なるとはいえ、海外参加者と話しても連帯感が得られやすいと感じました。また、社交イベントを通じて仲良くなれば、その国を訪れるときに力になってくれますし、日本から訪れやすい国の方が多いため、今後の弁護士人生において良いネットワークになると思われま

以上

令和6年5月15日

第二東京弁護士会 御中

和田倉門法律事務所  
弁護士 坂井 萌

## 報告書

### 第1 参加したセッションについて

#### 1 日本のシンガポール調停条約の批准が与える影響についてのセミナー

今年4月、シンガポール調停条約が日本において施行されました。昨年10月に日本はこの条約を批准し、批准した国のなかで最も大きな経済力を有する国となっていました。今回この条約を発行させたことで、迅速かつ低コストで、機密性と執行力を確保できる調停を、国際商事紛争において積極的に利用する後押しをする姿勢を見せたこととなります。

仲裁分野にはニューヨーク条約があり、執行力のある紛争解決手段として国際仲裁が既に広く普及しています。一方で、調停は仲裁ほどコストがかからないというメリットがありながら、長い間、調停により当事者が合意に至ったとしてもそれが執行力を持たないゆえに、合意内容が実現されなかった当事者は、新たに裁判や仲裁といった手段に訴えなければならない状態になっており、紛争解決の実効性が強いとはいえない手段となっていました。

2018年12月に国連総会で採択されたシンガポール条約では、国際商事紛争の解決のための調停で当事者が合意に至った場合には、シンガポール条約を批准、施行した国の手続に則り、原則として合意内容に執行力を持たせることができるようになりました。

日本でシンガポール条約が発効した後は、国際商事調停における当事者がシンガポール調停条約の適用を受けることを承認していた場合には、執行を行うために、合意内容を日本の裁判所に登録する可能性もあります。これまでこの条約を批准してきた国のなかで飛びぬけて大きな経済力を有し、司法に対しての信頼も高いと考えられる日本がこの条約を批准することで、クロスボーダー取引において執行力を有する紛争解決手段として調停が有力な選択肢に上がってくることが予想されます。今後、日本において国際商事調停での合意内容に執行力を持たせる案件が増えると考えられることからしても、日本法の資格を有する弁護士として、仲裁よりも低コストで利用できる国際商事調停に精通していきたいと思いました。

セミナーでは、調停の場面を想定した実演が行われました。実演を行われた先生方は夫々の当事者として調停に参加する先生、代理人弁護士として調停で主張を展開する先生、調停人として紛争解決を促す先生に分かれ、実際の調停の順序に沿って短時間で自分の主張を調停人に印象付ける方法などを伝授してくださいました。

実演において、調停人はまず当事者同席のもと当事者双方に主張をさせ、彼らの希望する点を洗い出していきます（実演は株式譲渡の事案で、株式譲渡の金額、取引実行後のビジネスの継続、将来にわたり良い関係を築いていけることを第三者にアピールできるか、の三点を当事者は気にしていたように思います）。次に、調停人は当事者に個別に話を聞くというプロセスを3回から5回繰り返し、株式譲渡の金額、取引後に雇用を継続させること、売主と買主とで良好な関係を継続していく旨の共同声明を出すこと、で合意に至りました。条約の批准により、国際商事調停を利用する案件の増加が見込まれるにも関わらず、国際商事調停の具体的なイメージを全く持っていなかった私にとって、この実演は非常に有難く、国際商事調停の場面をイメージすることが出来ました。

既に見てきたように、クロスボーダー取引において調停は、迅速、低コスト、機密性があるって執行力を有するというかなり有力な紛争解決方法となっていくことが見込まれます。今回、最新の国際商事調停の動向を受けたセミナーに参加したことで、所属している国際委員会等で国際商事調停の動き等について広めていくとともに、普段の弁護士業務においても、クロスボーダー案件を抱えるクライアントに対し、積極的に紛争解決手段として調停の利用を進めていきたいと思いました。

## 2 クロスボーダー投資のセッション1

国境を跨いだり、本社とは離れた法域において事業を試みたりする場合の取引交渉においては、取引相手の文化が異なることによる企業文化の違いを受け入れなければならないことがあります。そういった場合は、複雑なプロジェクトの合意に至るまでの方法やその実行方法が大きく異なることがあり、その違いが取引の障壁となったり紛争になったりしています。このセッションでは、そうした文化的な違いを EU、日本、中国、インド、米国、東南アジアといった夫々異なる主要な経済圏に属する、クロスボーダー案件に携わってきた弁護士がどのように乗り越えていったかについて、パネルディスカッションが開かれました。

パネリストの先生方は、まず、文化の違いによって取引交渉が上手くいかなかった点について、価格調整や契約締結における締め切りの有無を挙げました。そのうえで、こうした違いが出て来てしまう理由について、会社内部の組織構造の違いや、意思決定プロセスの違い、交渉にあたるメンバー構成の違い、通訳の失敗に依るもの、交渉に参加する人数の違いなどを挙げました。そのうえで、弁護士がクロスボーダー取引にあたりやるべきこととして、例えば日本の会社は役員の同意を取らなければ意思決定できないことが多く意思決定に時間がかかる、等といった文化を理解したうえで交渉に臨み、誰

が意思決定を行うキーマンか見極めることなどをアドバイスしてくださいました。また、文化の違いを乗り越えるための細かい工夫として、交渉中にコーヒブレイクを入れる、窓を開けて風を入れるなどの試みも伝授してくださいました。

セッション中にパネリストの先生方が重ねて仰っていたことは、交渉前に相手の文化への理解を深め、文化の違いに感謝することでした。そうすることで、交渉相手がどんなスタイルの交渉をするか、金額についてクライアントにどんなアドバイスができるか、意思決定のキーマンとなりそうな人物が誰かについても分かって来るとのことでした。

弁護士会で活動をするうえでも、外国法の先生方と知り合う機会はたくさんあります。日々の弁護士業務においても、海外投資を行う案件のほか、何らかの形で海外との関連を有する案件は少なくないと思います。そういったなかで、これからは今回のセッションで学んだことを思い出し、相手の文化を理解する姿勢をもって臨もうと思いました。

### 3 クロスボーダー投資のセッション2

このセッションでは、対外投資における政府の監視をテーマに、ここ2、3年、地政学上の混乱や貿易戦争がクロスボーダー取引にどのような影響を与えてきたのか、依頼者はこれらの制約をどう受け止めているのか、法律家が政府の監視に直面する依頼者をどう助けられるか、対外投資についての政府の監視はどの程度分極化を推し進めグローバル化に影響を与えたのかについて話し合われました。パネリストの先生方は、様々な国に関してクロスボーダーM&Aを数多く経験して来られており、シンガポール、インド、台湾、日本、ヨーロッパでの対外投資への政府の対応について語られました。

セッション中語られた各国の政府の対応について、例えば欧米からも中国からも多くの投資を受け入れているシンガポールでは、外資規制を管轄する官庁もなければ電気通信、金融、公益事業等といった最小限の外資規制以外に外資規制はほとんどなかったということです。そのシンガポールにも今年、国家安全保障上の利益にとって重要な事業体への投資に対する規制を強化する重要投資審査法が可決され、規制が少し強化されました。インドでは、従来国内産業の保護の観点から、特定のセクターへの外国企業からの投資には、政府の承認を必要とすることとしてきました。一方で近年では、中国の代わりの投資先となることを目指し、政府の事前承認なしに外国企業が投資をできる範囲を拡大する、防衛セクターの外資規制を緩和するなどの取り組みを行っており、多くの海外投資を受け入れる姿勢を見せています。なお、インドは2020年の中国との国境紛争を受けて中国からの直接投資にインド政府による事前許可制を導入していました。

台湾では、ネガティブリストに載っている投資項目以外は自由に投資できる、との規制枠組みを採って来ました。ネガティブリストに載っているものは、国防に関係のあるもの等であり、それらは投資項目のごく一部にすぎません。もっとも、中国（PRC）との関係悪化により、中国企業からの投資には投資可能な業種を限定するポジティブリスト形式の規制が敷かれており、ポジティブリストに規定されていない業種以外は投資審

議司による許可を要することになっています（かつては台湾と中国との友好協定の存在により、日本からも台湾を経由してから中国に投資することが盛んに行われていました。）。現在、中国企業による投資の場合には、政府の許可が下りる確率は申請を担当した案件の3分の1以下と低く、許可が下りるまでにも半年ほど時間がかかり、中国大陸の個人が投資する場合には許可が下りるまでに10年以上かかることもあるそうです。台湾への投資について助言をする弁護士としては、許可の遅れは要件を満たしていないといった法的な側面に起因するものではなく、台湾政府が中国とのビジネスを阻みたいと考えているという政治的な側面に起因するものであるから、とりあえず許可が下りるまで待つように伝えているそうです。日本の場合は、FTA 締結国からの投資かどうかや、欧米のスタンスに沿っているかどうかにより規制該当性の判断がなされることが多いようです。また、ヨーロッパでも政治的な影響により、政府が中国やロシアの企業からの投資を受け入れないことがあるようです。

以上で見てきたように各国の投資規制は政治的な影響を受けやすく予測が難しい側面もあるため、規制についてのアドバイスをする弁護士としては、安易に「問題ない」とは言わず、なるべく時間がかからないようにする、と助言をするそうです。そのうえで、投資をする企業の株主のバックグラウンド等を調査し、どこの国からの投資と判断されるか、国防に不安をもたらす投資として排除されないかについて検討するそうです。このセッションに参加したことで、国家の安全を維持することと、過度な規制となってしまう、政府の対応が不安定となってしまう予測可能性を欠いてしまう、などにより結果として対内投資を抑制することとの均衡を各国がどのように取ろうとしているかを概観することができました。日本と関係の深い各国の対外投資規制を弁護士会の活動等で広めることで、どこの国への投資を勧めるべきかの一助にいただければ幸いですし、私が弁護士として助言をするうえでも、その時々を政治的状況を鑑みたアドバイスを心得るようにしたいと思います。

#### 4 クロスボーダー投資 3

このセッションのテーマは、M&A 取引における株式譲渡契約中の損害賠償、特定履行などの救済措置条項についてでした。クロスボーダーのM&A 取引においては、法律や文化の違いにより、株式譲渡契約で合意された救済措置を実行することが困難なこともあります。パネルディスカッションでは、様々な法域の弁護士が、よく見られる SPA 上の救済措置を実行するうえでの問題点や、それについての実践的な解決策について話し合いました。

M&A 取引においては、前提条件、株式の引渡し方法、代金の支払、表明保証その他の契約違反、特別補償が紛争になりやすいポイントとなります。なかでも特にクロスボーダーの SPA で問題となりやすい点は、株式の引渡しや代金の支払などの特定履行、損害賠償や解除についてとなります。これらの点で争いが生じた場合、当事者は仲裁や訴

訟、調停、契約時に利用していたエスクローの仕組みやM&A 保険によって救済を受けることとなります。

クロスボーダー取引において、訴訟の方法に依ると、相手の国で判決内容を実行できないことが起こり得ます。一方、仲裁においては、仲裁人及び仲裁手続を当事者が選択できるため、柔軟な紛争解決を目指すことができます。加えて、仲裁には機密性があり、仲裁結果を裁判で争うことが出来ないことから紛争の終局的解決も可能で、紛争解決までにかかる期間もやや短く、執行力もあります。そのため、仲裁は費用が掛かるものの、通常は契約時に仲裁合意を付すこととなります。反対に、訴訟に依って紛争解決を図ろうとすると、国によってはビジネスに理解のない判断がなされてしまったり、判決までの期間が長くかかったり、そもそも訴える権利がなかったり、判決が覆ったり、仲裁におけるニューヨーク条約のような国際合意がないために執行が出来なかったりということが起こり得ます。

その他の方法として、調停による紛争解決が考えられます。調停は理論的には良い方法ですが、アメリカやアジア等と比べ、ヨーロッパではあまり使われない方法となっています。一方で、多くのケースは調停により友好的に解決できるので、最近では多くの仲裁機関で仲裁と調停が併用されるようになって来ています。

紛争を予防することも大切です。事前に買手に十分な資金を持っていること証明させること、当事者に定期的に資産を開示させること、期日までに純資産証明書を出させること、当事者で決めた財産を同意なしに放棄することを禁じる条項を入れること、エスクローを利用すること、個人または企業による保証を付けること、暫定的に財産開示を免除したうえで裁判まで財産処分を禁止すること、財産開示を求めて緊急の仲裁を開始すること、仲裁判断がなされるまで財産処分を禁じることなどの措置が考えられるとのこと。

執行力を確保する従来からの方法としては、エスクロー、ホールドバック、請求払無因保証や所有権留保を利用することも考えられます。新しい方法としては表明保証保険も考えられます。表明保証保険は30年ほど前に始まりましたが、アメリカやイギリスでは5年以上前から、ヨーロッパ大陸では5年前ほど前からどんどん発展しているようです。表明保証保険には、PEファンドが専門のブローカーを通して保険契約を締結し保険料を支払うものや、買主が保険契約を締結するものがあり、後者の方がより頻繁に用いられ、法律的にも簡便なものになります。表明保証保険を利用する場合、保険会社はDDレポートの形式を整え、チェックしなければなりません。保険会社はSPAや保証契約書もチェックし、調査が不十分な事項については例外条項を含めることとなります。表明保証保険を利用することでプロセスは増えますが、買主にとっては補償が確保され、売主にとっても、特に売主が経営に残る場合には、心理的負担を抑える効果があります。

クロスボーダー案件において、執行力を有する仲裁の方法が有効であることや、紛争を防ぐ前段階として表明保証保険の利用をすべきであること等、効果的な救済措置の内



容について、弁護士会の活動等で発信していきたいと思いました。また、前述の、日本のシンガポール調停条約の批准により、今後調停の利用も増加していくと考えられますので、クライアントには契約時に仲裁条項を入れるとともに、紛争時には仲裁と合わせて調停の利用も勧めようと思いました。加えて、M&A の場合には、より損害が補填されやすくなるように表明保証保険の利用も勧めたいと思います。

## 第2 社交イベントについて

オークラでのランチ、ディナー、八芳園でのディナーの他、東南アジアの五つの大手法律事務所のレセプション、スペイン大使館でのレセプションに参加しました。

レセプションに参加すると、**corporate lawyer** なのか **litigation lawyer** なのかをよく訊かれます。日本では、両者に厳格な区別はないように思っていたのですが、海外ではより専門化が進んでいるのかなと思いました。また、反対に専門分野を尋ねてみると仲裁を専門にしているという弁護士が多く、仲裁の利用が海外でいかに浸透しているかが分かりました。

## 第3 国際会議への参加を検討している若手会員に向けたアドバイス

私は、弁護士となってから1年と少ししか経っておらず、今回初めて国際会議に参加しました。そのように私自体が経験の浅い若手会員であるため、有用なアドバイスはできないかもしれませんが、今回参加してみて思ったことを書いてみます。

今回国際会議に参加した弁護士は1000人を超える規模であるらしく、会議中には立食形式のランチ、ディナー等のイベントが目白押しで、多くの弁護士と知り合うことが出来ます。このような機会はおそらくめったにないもので非常に貴重だと思います。各セッションでは、最新の海外法務のトピックに触れることが出来、とても勉強になりますし、英語圏ではないところから来た先生方の英語もとても堪能なので、英語を学ぶ刺激にもなります。パーティー中には否応なく話し掛けられるので、いつの間にか自分からも誰かに話し掛けるようになって来たりもします。思い出もたくさん作れます。留意点があるとすれば、英語に不安のある方は事前に少し英語に触れてみるとよいかもしれません。私の場合は、会議のために2月から地元の英会話教室に通っていました。

このように、国際会議に参加することは楽しいことばかりなので、積極的に参加することをお勧めします。

長いことお読みくださり、ありがとうございました。

以上